

地方独立行政法人山梨県立病院機構における公的研究費の不正防止計画

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため「地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「機構」という。）における研究活動上の不正防止等に関する規程（平成29年3月16日制定）」第6条第1項の規定に基づき、不正防止計画を以下のとおり策定する。

1 防止計画推進部の設置等

「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程」第6条第2項に基づき防止計画推進委員会を設置し、次の項目の実施を推進する。

2 不正防止に向けた項目の実施

(1) 物品等検収の確実な実施

機構に納入されるすべての物品及び役務（以下、「物品等検収」という。）の検収は、中央病院企画経理課職員又は北病院総務医事課職員が実施する。

物品等検収の事務の流れについては、納入業者に周知徹底を図り、機構職員に対しては地方独立行政法人山梨県立病院機構物品調達事務のフロー図（別添）の周知徹底を図る。

(2) 旅費の事実確認

中央病院総務課職員又は北病院総務医事課職員は出張の事実がない旅行の申請や、旅行に必要な最低限の日程よりも長い日程による旅行の申請などの不正を防止するため、旅行日程や航空券使用の有無等、旅行の実態を確認する。

(3) 謝金・賃金の事実確認

中央病院総務課職員又は北病院総務医事課職員は勤務実態のない賃金の申請や、勤務時間の水増し申請などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等の勤務実態を抜き打ちで調査すること等により確認する。

3 不正行為を早期発見し是正するための体制の整備

物品の納品、支払請求等に関する疑問点などに対応するための相談窓口及び組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報窓口を活用して不正行為の早期発見と是正に努める。

4 外部への公表

研究費の不正防止への取り組みに関する機構の方針及び意思決定手続き等を機構のホームページにより外部へ公表する。

5 公的研究費の運営・管理に関する確認書等の徴収

内部研究費及び競争的資金に関わる全ての機構職員及び取引業者から、必要に応じて関係ル

ールを遵守する旨の公的研究費の運営・管理に関する確認書を徴収する。

6 内部監査体制の強化

地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程第4条第3項に定める監査担当者は、防止計画推進委員会と連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。

また、旅費や謝金において実体を伴わないものに対する経理・執行がなされないことがないよう、重点的かつ厳密な点検を実施する。

監査結果報告書は毎年度取りまとめ最高管理責任者に提出し、機構全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機構全体の見地に立った検証機能を果たすよう努める。

7 通報を受け入れる体制の整備

研究費不正の通報の受け入れについては、「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正に係る調査の手続き及び不正行為に対する措置に関する取扱要領」により事務局次長を受付窓口とする。

なお、受付窓口と併せて、通報者及び被通報者を保護するためのルールについても機構内外に周知徹底を図る。

8 通報案件処理体制の整備

通報を受け付けた場合、「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正に係る調査の手続き及び不正行為に対する措置に関する取扱要領」に基づき、最高管理責任者は直ちに不正調査委員会を設置する。

なお、不正があったと認めた場合には配分機関及び文部科学省に報告を行うとともに、当該研究費の使用を中止するなどの処分を講ずる。

9 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施

研究者及び事務職員に対し、毎年度、研修会等を積極的に実施し、不正使用等の事案を紹介するとともに公的研究費に関するルール及び研究倫理教育の周知徹底を図る。